

長柄町農業者 経営継続支援給付金

- 申請要領・様式 -

<受付期間> 令和4年6月9日（木）から令和4年12月28日（水）まで

< はじめに御確認ください >

- 長柄町に住所を有し、引き続き営農を継続していく意思を有することが支給の条件です。
- 申請は、期日までにお願いします。
（期日内に書類が揃わない場合は支給できない場合があります。）
- 支援金の支給は、審査完了後、順次行っていく予定です。
- 支援金の不正受給（営業実態を偽って申請すること、事業継続の意思がないにも関わらず申請すること等）は犯罪です。
警察当局と連携し、厳格に対処します。

長柄町農業者経営継続支援給付金 問い合わせ先

長柄町役場産業振興課

【受付時間】：午前8時30分から午後5時まで（平日のみ）

【期 間】：令和4年6月9日（木）～令和4年12月28日（水）

【電 話】：0475-35-4447

目 次

I 給付金の概要

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 長柄町農業者経営継続支援給付金・・・・・・・・ P1

II 申請手続き

- 1 問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 2 申請手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 3 支給の決定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- 4 その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4

III 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5

IV よくあるお問い合わせ・・・・・・・・・・・・ P9

- (参考)・暴力団排除に関する規定・・・・・・・・ P11
- ・各種提出書類様式・・・・・・・・・・・・ P12

I 給付金の概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大による消費の落ち込み等の影響により、農業収入が減少し、営農に支障が生じている町内の個人農業者の皆様に対して、「長柄町農業者経営継続支援給付金（以下「給付金」という。）」を支給することにより、事業の継続・立て直しのための取組を支援することを目的とします。

2 農業者経営継続支援給付金

(1) 支給要件

次の6つの要件全てに該当する農業者の方に給付金を支給します。

- ① 町内に住所を有する農業者であること。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの農業収入（以下「令和3年農業収入」という。）が令和2年1月1日から令和2年12月31日までの農業収入（以下「令和2年農業収入」という。）と比較し減少していること。
- ③ 給付金受領後も営農を継続する意思があること。
- ④ 令和3年度長柄町中小企業等事業継続支援金の交付を受けていないこと。
- ⑤ 本町から賦課されている町税等を滞納していないこと。
- ⑥ 長柄町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等（以下「暴力団等」という。）でないこと又は暴力団等と密接な関係を有しておらず、若しくは支配を受けていないこと。

なお、以下に掲げる農業者については、支給対象外とします。

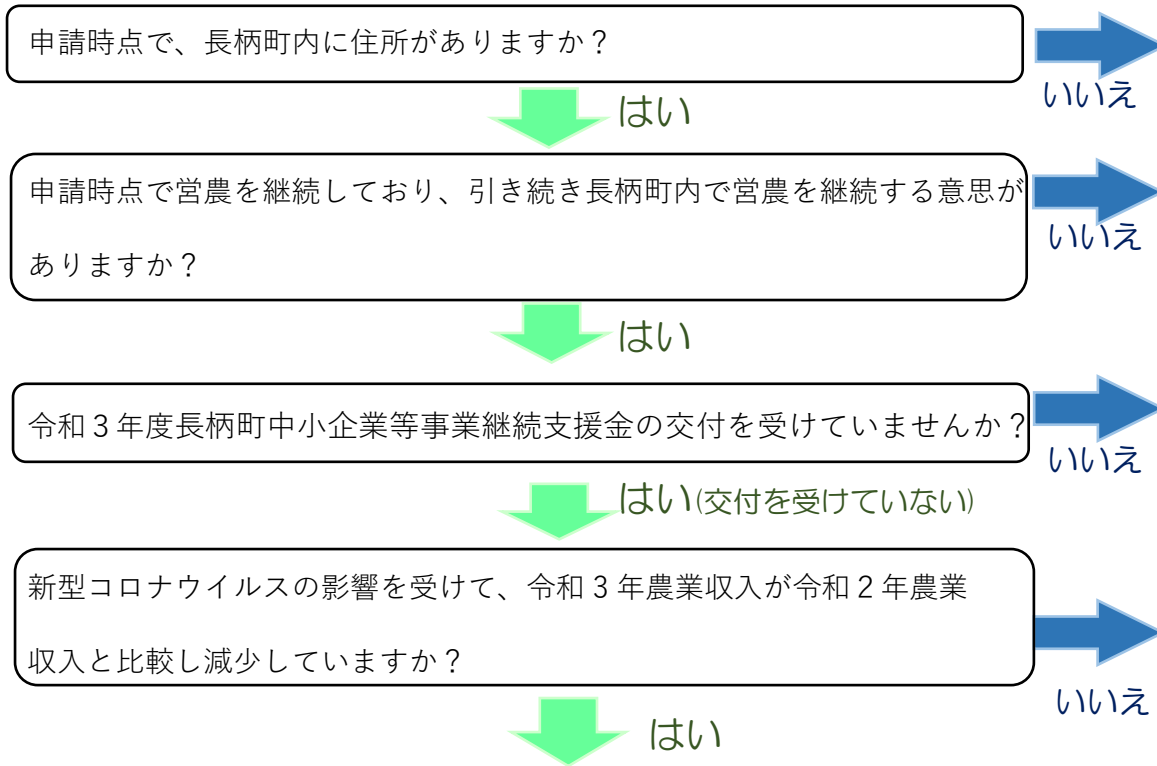
- ・他の市町村から、本交付要綱による給付金と同様又は類似した給付金等を受給している者（受給予定者を含む。）
- ・給付金の趣旨・目的に照らして支給が適当でないと町長が判断する者

(2) 支給金額

令和2年農業収入から令和3年農業収入を控除した額に100分の80を乗じて得た額又は5万円の少ない額。千円に満たない端数は切捨てる。

○給付金の申請フロー図

下記フロー図により、本給付金の支給対象であるかどうかを確認してください。



支援金支給対象

本支援金支給対象外

II 申請手続き

1 問い合わせ先

本給付金の申請に係る御質問は下記にお願いします。

長柄町役場産業振興課 農業者経営継続支援給付金担当

【受付時間】：午前8時30分から午後5時まで（平日のみ）

【期 間】：令和4年6月9日（木）から
令和4年12月28日（水）まで

【電 話】：0475-35-4447

2 申請手続き

(1) 申請受付期間

令和4年6月9日（木）から令和4年12月28日（水）まで

(2) 申請方法

持参または郵送により申請してください。

申請書類を以下の宛先に持参又は郵送してください。（令和4年12月28日（水）の消印有効）

【宛先】 〒297-0298

長生郡長柄町桜谷712

長柄町役場産業振興課 農業者経営継続支援給付金申請受付

郵送申請にあたっては、以下の（ア）～（オ）の点に御留意ください。

- （ア） 不着を防ぐため、日本郵便で送付ください。
- （イ） 申請書類は信書扱いですので、メール便等では送付できません。
- （ウ） 簡易書留等、郵送物の追跡ができる方法を御利用ください。
- （エ） 切手を貼付の上、裏面に申請者の住所及び氏名を必ず御記載ください。
- （オ） 書類の散逸を防ぐため、提出書類は全てA4サイズとするか、A4用紙に貼付してください。

(3) 申請要領及び提出書類の入手方法

本給付金にかかる申請要領及び提出書類については、長柄町ホームページからダウンロードすることができます。また、役場産業振興課窓口でも配布しております。

3 支給の決定等

- 申請受理後、申請書及び提出書類の内容を審査の上、支給要件を満たしていると認められたときは給付金を支給します。
- 審査の結果、給付金を支給する旨を決定したときは、後日、通知いたします。
なお、支給しない旨の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。

4 その他留意事項

- 給付金の支給後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消します。この場合、申請者は長柄町に給付金を返金するとともに、加算金をお支払いいただくこととなりますので、御承知おきください。

※不正受給は犯罪です。警察当局と連携し、厳正に対処します。

- 町は必要に応じて、申請内容（営農実態や事業継続の有無等）について調査する場合があります。その場合、申請者は町に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- 支給対象者は、本給付金の申請にかかる書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を5年間保存しておく必要があります。
- 申請書に記載された個人情報、給付金の審査・支給の目的で使用し、その他の目的には使用しません。
- その他御不明な点については、産業振興課（0475-35-4447）までお問い合わせください。

○提出書類を準備するにあたっての留意事項

- 提出書類に不備があったり、判読が困難（コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等）であったりする場合には、再提出等をお願いすることがあります。この場合、支給までに相当な時間を要することがありますので、申請前に、提出する書類の確認を十分に行ったうえで、申請してください。
- 書式は、町ホームページからダウンロードするか、産業振興課窓口にて配布しています。

Ⅲ 提出書類

- 以下の申請書類を提出してください。
- 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
- 提出書類の返却はいたしませんので、予めご了承ください。
- 郵送の場合、提出書類は、全て A4 サイズで準備してください。

	申請書類一覧	チェック
①	申請書（様式第 1 号） ○所定の様式で提出してください。	<input type="checkbox"/>
②	令和 2 年の農業収入等が分かる書類 令和 2 年所得税の確定申告書第一表または町民税・県民税申告書の控えの写し 令和 2 年青色申告書決算書または収支内訳書の控えの写し	<input type="checkbox"/>
③	令和 3 年の農業収入等が分かる書類 令和 3 年所得税の確定申告書第一表または町民税・県民税申告書の控えの写し 令和 3 年青色申告書決算書または収支内訳書の控えの写し	<input type="checkbox"/>
④	振込先口座の分かる書類（通帳の写し）（詳細は P 12） （銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が分かるもの）	<input type="checkbox"/>

提出書類に不備があったり、判読が困難（コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等）であったりする場合には、再提出等をお願いすることがあります。この場合、支給までに相当な時間を要することがありますので、申請前に、提出する書類の確認を十分に行ったうえで、申請してください。

別 記

第1号様式(第6条関係)

長柄町農業者経営継続支援給付金交付申請書兼請求書

令和4年 ○月 ○日

長柄町長 様

住所 長柄町桜谷712
 申請者 氏名 長柄 ながラン
 電話番号 0475-35-4447

長柄町農業者経営継続支援給付金の交付について関係書類を添えて申請（請求）します。申請に当たり、下記事項及び要綱の内容を遵守することを誓約します。

1 農業収入

① 令和2年の農業収入	② 令和3年の農業収入	③ 算定額 (①-②)×80/100 千円未満切り捨て
XXX, XXX円	XXX, XXX円	XXX, XXX円

2 給付額 円 (③算定額と5万円を比較しいずれか低い額)

3 振込先

金融機関名	〇〇〇〇〇 銀行・農協 信金・信組	〇〇〇〇〇 本店・支店 本所・支所
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	預金種目 普通・当座
ゆうちょ銀行	通帳記号 0 0 0	通帳番号 1 2 3 4 5 6 7
口座名義人	(フリガナ) ナガラ ナガラン 長柄 ながラン	

ゆうちょ銀行の場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。

②③ 令和2年、令和3年の農業収入等が分かる書類

以下の書類について、令和2年及び令和3年分を提出してください。

- ・青色申告を行っている場合

個人確定申告書第一表の控え、青色申告決算書の控え（両面）

- ・白色申告を行っている場合

個人確定申告書第一表の控え、収支内訳書の控え

- ・町民税・県民税申告を行っている場合

町民税・県民税申告書の控え、収支内訳書の控え

【留意事項】

- ・確定申告書別表一の控え及び個人確定申告書第一表の控えには、收受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていることが必要です。なお、e-Tax による申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は、「受信通知（メール詳細）」を追加で提出してください。

- ・マイナンバーが記載されている場合は、該当部分をマスキング（黒塗り）して提出してください。

④ 振込先口座を確認できる書類

以下の書類を提出してください。

- ・ 本人名義の振込先口座の通帳の写し（通帳のオモテ面）
- ・ (通帳のオモテ面だけでは、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人の全ての確認ができない場合) **通帳を開いた1・2ページ目の写し**

※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようスキャン又は撮影してください。(画像が不鮮明な場合等は振込ができず、給付金の支払いができません。)

※電子通帳等で、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。

同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

(通帳のオモテ面だけでは、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人の全ての確認ができない場合)

通帳のオモテ面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



!! 重要 !!

「① 申請書」に記載する振込先情報

「② (口座名義人) には、ここの記載内容を

転記してください。

V よくあるお問い合わせ

《支給対象》

Q1. 兼業農家のように、事業主からの給与所得のほかに、副業で農業を行い確定申告している場合、対象となるのでしょうか。

A1. 副業で農業を行っている場合も支給対象となります。ただし、令和3年農業収入が令和2年農業収入を上回っている場合は、支給対象となりません。

Q2. 令和2年中はサラリーマンとして勤務していましたが、令和3年1月に農業者となりました。この場合、対象となるのでしょうか。

A2. 「令和3年農業収入」が「令和2年農業収入」と比較し減少していないことから、支給対象となりません。

《支給要件》

Q3. 令和4年3月まで長柄町内に住所を有し、令和2年および令和3年の確定申告も行いましたが、令和4年4月1日に町外に住所を移した場合、対象となるのでしょうか。

A3. 申請時点で、長柄町内に住所を有していない場合は、支給対象となりません。

Q4. 申請後離農した場合、支給対象となるのでしょうか。

A4. 申請日時点で営農を継続しており、支給要件を満たしている場合は、支給対象となります。ただし、申請後に営農継続の意思を有していないものと認められた場合は、支給要件を満たさない不正受給として、給付金を返還いただく場合があります。

Q5. 長柄町中小企業等事業継続支援金の交付を受けた場合、給付金の対象とならない理由は何でしょうか。

A5. 本給付金は、新型コロナウイルス感染症の長期化により影響を受ける農業者に対し、限られた財源の中で、幅広く支援をすることを目的としておりますので、既に別の給付金による支援を受けた農業者については、支給対象外となります。

《支給金額等》

Q6. 給付金の使途に制限はありますか。

A6. 特に制限は設けておりません。事業継続や感染症予防対策、新たな生活様式への対応など、幅広く活用していただけます。

Q7. 支給を受けた給付金は、課税対象ですか。非課税ですか。

A7. 本給付金は、所得税の課税対象となるものと考えております。詳しいことについては、お手数ですが、税務署等に御確認ください。

≪ 申請関連 ≫

Q8. 支給の決定がされた場合、申請者にお知らせはあるのでしょうか。また、不支給の決定がされた場合は、お知らせはあるのでしょうか。

A8. 支給の決定がされた場合、支給決定通知を郵送します。

不支給の決定がされた場合、不支給の旨及びその理由をお知らせします。

Q9. 申請に必要な手続や書類について、相談を受けることはできるのでしょうか。

A9. 役場産業振興課（電話番号：0475-35-4447）にお問い合わせください。

Q10. 視覚や手指に障害があり、申請書への自署の署名が難しい場合、どうすればよいですか。

A10. 申請書への自署による署名が難しい場合は、「〇〇 〇〇（代筆：△△ △△）」のように、御自身の氏名に加えて代筆者名と代筆である旨を記載いただいた上で、御自身の身体障害者手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）の写しを、申請書の後ろに添付し提出してください。）

暴力団排除に関する規定

(給付金の支給要件⑥関係)

支給を受けようとする事業を行う者が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 町の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

上記内容に該当しないことを確認するため、長柄町が千葉県警察に照会することについて承諾していただくことが申請条件となります。

※様式以外の提出書類は、書類の散逸を防ぐため、全てA4サイズとするかA4用紙に貼付して御提出ください。

以下、提出書類様式
取り外して活用ください

各提出書類様式は、町ホームページからもダウンロードすることができます。

キリトリ（郵送の際封筒に貼付けてご使用ください）

〒297-0298

長生郡長柄町桜谷712

長柄町役場産業振興課

農業者経営継続支援給付金申請受付